

## 高齢受給者証は郵便でお送りします

70歳から74歳までの国民健康保険加入者が、現在お持ちになっている国民健康保険高齢受給者証の有効期限は平成23年7月31日です。

8月1日からご使用いただく新しい高齢受給者証は7月中旬頃に送付いたします。

7月末になっても届かないときや、記載内容に誤りがあるときは、住民生活課又は各支所総合窓口課までご連絡ください。

現在お持ちの古い高齢受給者証は、各世帯で破棄してください。その際、個人情報に記載してありますので、内容が読み取れないよう切断してください。

国民健康保険被保険者証は平成24年7月31日までそのままお使いください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

入院する場合、一医療機関の窓口での支払いは限度額までです。

限度額は所得区分によって異なりますので、「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を申請してください。

また、70歳以上の方については、住民税非課税世帯の方のみ「標準負担額減額認定証」を交付します。詳しくは、住民生活課までお問い合わせください。

なお、現在お使いの認定証の有効期限は、平成23年7月31日です。対象の方には7月中旬頃通知しますが、8月以降も引き続き必要な方は、改めて申請が必要になります。

◆申請に必要なもの：保険証・印鑑

◆申請先・問い合わせ先

本庁住民生活課	0859-54-5210
中山支所総合窓口課	0858-58-6112
大山支所総合窓口課	0859-53-3311

◆問い合わせ先

保険税については税務課

☎0859-54-5208

国民健康保険については住民生活課

☎0859-54-5210

世帯主の死亡や長期疾病など特別な事情により生活が非常に困難となった世帯や火災等により建物を焼失した世帯などは、規定により減免が受けられる場合があります。

**収入状況により国民健康保険税が減免される制度があります**

離職日	軽減期間
H21.3.31～H22.3.30	平成22年度末まで
H22.3.31～H23.3.30	平成23年度末まで
H23.3.31～H24.3.30	平成24年度末まで

◆軽減期間

「特定理由離職者」 ↓ 離職理由コード23、33、34

22、31、32

「特定受給資格者」 ↓ 離職理由コード11、12、21、

または特定理由離職者

③雇用保険受給資格者証をお持ちの特定受給資格者

②離職時点で65歳未満の方

①平成21年3月31日以降に離職した人

◆対象者（次の条件をすべて満たす人）

ターゲットしています。

健康保険を離脱され国民健康保険に加入された方に対し、在職中の保険料負担と比較して過重にならないようにするための軽減制度が平成22年4月からスタートしています。

**非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます。**

最近このような事例が増えています。注意しましょう。



## 国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、やめるときは、14日以内に窓口へ届け出てください。対象になったら必ず届け出をしましょう。

### ●国保に加入するとき

- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・他の市区町村から転入したとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

### ！届け出が遅れると！

⇒保険税は資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。

⇒保険証がない間の医療費は、やむを得ない場合を除き全額自己負担になります。

### ●国保をやめるとき

- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・他の市区町村へ転出するとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の対象となったとき（75歳になり対象となるときは届け出不要）

### ！届け出が遅れると！

⇒他の健康保険などに加入すると、保険税を二重払いすることになります。

⇒資格を喪失した保険証で診療を受けると、国保が負担した医療費はあとで返すこととなります。